

青梅市文化財ニュース

第368号

平成30年6月15日

発行 青梅市文化財保護指導員連絡協議会

青梅市郷土博物館（青梅市駒木町 1-684 TEL0428-23-6859）

御岳山に残された「明治七年 神奈川縣高札」

平成30年4月24日から、青梅市郷土博物館に於いて、「明治時代の青梅」と題する企画展が開催されています。

今年は、明治元（1868）年から満150年にあたります。日本は、幕末に、外国に門戸を開き、明治という新しい時代へ突き進んでいきました。本企画展は、「近代化と人々の生活」というテーマで、明治時代の人々の暮らしや様々な出来事について、市内に残されていた資料を展示し、詳しく解説しています。

たくさんの展示品の中で、「明治七年 神奈川縣高札」は、明治初期の外国人旅行者に対する禁止事項を、英語と日本語で著した高札です。

高札とは、支配者が、法令・禁制などを、広く多くの人達に知らせるため、板に墨書きした立札です。室町時代からあり、江戸時代の「切支丹禁制の高札」などは、日本史の教科書にも出てきます。高札の形は、一般的に五角形の板が用いられ、上部には雨に濡れないように^{ひさし}庇がついています。

「明治七年 神奈川縣高札」は、市内御岳山の武蔵御嶽神社に残されていました。縦57.5cm、横66.5cm、厚さ4cmの五角形をした板で、上部には^{ひさし}庇がついています。右側に縦書きで、「定 一、車馬乗入事 一、魚鳥捕事 一、竹木伐事 右条々於境内令禁止也 明治七年三月 神奈川縣」、左側に横書きで、「通知 境内に立ち入る外国人は次の規則を見ること。境内に車や馬車、人力車に乗らないこと。鳥を銃で撃ったり、魚を捕まえないこと。竹や木々の類を伐らないこと。」という意味の、筆記体の英語が墨書きされています。明治7（1874）年3月、当時、青梅市域を管轄していた神奈川県が定めた、神社境内の禁止事項です。

安政5（1858）年、江戸幕府は米国と日米和親条約、続いて、日米修好通商条約を締結します。しかし、外国人の自由な往来を規制したい幕府は、条約で、「下田・函館・神奈川・長崎・新潟・兵庫」の6港を開港すると共に、米国人が外国人居留地から外出して自由に活動できる



範囲制限した「外国人遊歩規定」を作りました。これは、幕末の秩序混乱期に、外国人に危害を加える者との接触を避ける目的であった、とされています。

神奈川県内でも、横浜（関内）の居留地から、原則 10 里（約 40 km）に限り、通行可能とされました。東は多摩川まで、西は酒匂川東岸までが遊歩区域でした。

明治時代になり、学術研究や療養目的に限って、外国人が遊歩区域の外に出ることを要求された政府は、明治 7 年に「外国人内地旅行^{いんじゅん}允准条例」を發布します。

御岳山は、横浜からは 10 里以上離れていましたので、この条例ができると、外国人が到来することを懸念して、高札が立てられたのではないのでしょうか。

明治時代に、外国人が御岳山を訪れた、という日記や記録が残されており、「明治七年神奈川縣高札」も有効であったことと思われます。江戸時代と同じ形式の高札に、英語を墨書きするという、とても珍しい一品です。

（文責 小島みどり）

Notice
通知

Foreigners entering the Temple Grounds
are requested to observe the following rules.
境内に立ち入る外国人は次の規則を見ること。

I. Not to ride or drive in the Temple
Grounds.
境内では馬や馬車、人力車に乗らないこと。

II. Not to shoot or catch birds or fish.
鳥や魚を銃で撃ったり捕まえないこと。

III. Not to cut bamboos or other Kinds
of trees.
竹や木々の類を切らないこと。

Kanagawa ken.
神奈川県

明治七年三月
神奈川縣

右
条々
於
境
内
令
禁
止
也

一	一	一
車	魚	馬
乗	鳥	乗
入	捕	入
事	事	事

定

「明治時代の青梅」展は、7月8日（日）まで開催されています。6月20日からは、展示図録も販売されます。

＊イベント情報「明治時代の青梅」関連講座

平成30年6月30日（土）午後2時から青梅市釜の淵市民館で、青梅市文化財保護審議会委員の沖川伸夫先生による関連講座『「ナイス精神」発祥の地・青梅』を開催いたします。青梅市郷土博物館まで電話でお申込みください。